

建設キャリアアップシステム活用モデル工事 実施要領

1. 目的

本要領は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及を促進するため、国土交通省直轄工事において、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点するモデル工事（以下「CCUS活用モデル工事」という。）の試行を実施するため、必要な事項を定め、もってCCUS活用モデル工事の試行の円滑な実施に資することを目的とする。

2. 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ・ 下請企業： 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- ・ 技能者： 下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者を行い、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- ・ CCUS登録事業者： 下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・ CCUS登録技能者： 技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・ 登録事業者率： $\text{CCUS登録事業者の数} / \text{下請企業の数}$
- ・ 登録技能者率： $\text{CCUS登録技能者の数} / \text{技能者の数}$
- ・ 就業履歴蓄積率： $\text{建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数} / \text{工事現場へ入場した技能者の数}$
- ・ 計測日： 登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう。計測日は、特記仕様書に基づき受発注者の協議の上で決定するものとし、工事の始期から半年後を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で設定するものとする。なお、工期が半年に満たない工事は、工事の始期から3ヶ月後を初回とし、以降3ヶ月に1

回の頻度で設定するものとする。また計測回数は工事毎に最低2回以上、計測する。

- ・平均登録事業者率：登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。
- ・平均登録技能者率：登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値をいう。
- ・平均就業履歴蓄積率：就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。

3. CCUS活用モデル工事

(1) 対象工事

国土交通省が発注する港湾・海岸・空港工事のWTO対象工事のうち、地方整備局等が必要と認めた工事を対象とする。

(2) 試行内容

(1)の対象工事において、発注者は、下表のとおり指標ごとの目標基準を指定するものとし、当該目標基準の達成状況に応じて、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点を行うものとする。

指標	目標基準
平均登録事業者率	90%
平均登録技能者率	80%
平均就業履歴蓄積率	50%

(3) 目標基準の達成状況の確認方法

発注者は、受注者に対して(2)に掲げる各指標に係る目標基準の計測日における達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、目標基準の達成状況を確認するものとする。

(4) 工事成績評定への反映

- ①受注者が(2)に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成した場合は、工事成績評定の「5. 創意工夫 I 創意工夫」の「その他」において、1点加点するものとする。
- ②受注者が、(2)に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、同考査項目において更に1点加点するものとする。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考 察 項 目	配 点
<p>5. 創意工夫</p> <p>I. 創意工夫</p> <p>【その他】…(4)①のケース その他 [理由: CCUS モデル工事に取り組み、すべての指標を達成した。]</p> <p>【その他】…(4)②のケース その他 [理由: CCUS モデル工事に取り組み、すべての指標を達成し、平均登録技能者率 90%以上を達成した。]</p>	<p>1.0</p> <p>2.0</p>

(5) 入札公告、入札説明書及び特記仕様書への明示

CCUS活用モデル工事の対象工事は、別紙2を参考に入札公告、入札説明書及び特記仕様書においてその旨を明らかにすること。

4. CCUSモデル工事の積算について

CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、以下のとおり、精算変更時の支出実績に基づき、現場管理費として計上することとする。

この際、これらの費用は一般管理費の対象外とする。また、予定価格の設定にあたり、当該費用については官積算に基づく価格に落札率を乗じないこととする。

(1) 用語の定義

①カードリーダー

CCUSに対応したICカードリーダーとする。

②現場利用料（カードタッチ費用）

CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払いを行う費用のこと。

(2) 積算方法

①カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収証等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOSがWindowsの場合は1台あ

たり 1 万円、iOS の場合は 1 台あたり 3 万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。原則として、1 工事あたり 2 台を上限とするが、船舶等の使用により 1 つの工事で入構箇所が複数存在するなど入構箇所等の事情により、2 台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2 台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OS が Windows の場合は 1 台あたり 1 万円、iOS の場合は 1 台あたり 3 万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

なお、CCUS の継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用を計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、現場管理費として計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。